

# 堀兼中学校 生活のきまり

狭山市立堀兼中学校

## 1. はじめに

本校の生活のきまりは、基本的に中学生らしい学校生活を送ってもらうための必要最低限の内容となっています。したがって、その内容は生徒各個人や各家庭の常識的な判断に委ねられている部分もあります。人として、正しい判断ができるような中学生になってほしいと思います。

集団生活を楽しく過ごすためには、最低限のルールやマナーが必要です。そのルールやマナーを守ることにより、より良い集団が育ち、そのような環境の中で生活することにより個人の能力や個性というものが伸ばされていくのです。一般の社会に出ても、最低限のルールやマナーを守るという意識を育てるために、以下の内容について保護者の皆さまにもご理解・ご協力をお願いします。

## 2. 生活面での約束事

○服装・身だしなみについて

<男女共通>

- ① 通学用の靴は、運動に適したものとし、色の指定はありません。
- ② 靴下は無地で**白・黒・紺のもの**。ワンポイントまでは可です。(ラインは不可)  
※ 儀式的行事(卒社、入学、修学、修学、修学、修学)の日はふくらはぎにかかる程度の長さとしています。
- ③ 名札は、学校所定のものを左胸につけます。(校内のみの着用。登下校時は、防犯対策上付けない。)
- ④ カバンは、学生用カバン・スポーツバッグ・リュックタイプ(ディバッグ等)・校名入りバッグを使用します。自転車通学はリュックが望ましいです。
- ⑤ 防寒用としてのコート・セーター、ベスト(カーディガンは不可)は、黒・紺系の色を基調としたものとし、セーター、ベストは、Vネックとし、黒または紺の無地で、ワンポイントまでのものとしています。(ラインや模様は不可)
- ⑥ 各部活動で購入したウィンドブレーカーは制服での登下校時に上着のみ着ることができます。ジャージでの登下校時は上下のウィンドブレーカーを着ることができます。  
※部活動未加入・部活動で購入していない人は、市販のウィンドブレーカーも着用ができます。
- ⑦ 毛糸の帽子、ネックウォーマー、手袋、タイツへの決まりはありません。
- ⑧ 衣替えは、以下の通りです。(移行期間：中心日の前後1か月)  
※冬服→夏服：6月一日を中心に 夏服→冬服：10月一日を中心に
- ⑨ 整髪料・染髪・パーマ・装飾(髪飾り・ピアス・二重用接着剤等)・香水などは不可です。  
※その場で直せるものは直し、直せないものはご家庭に連絡し、直した後に再登校とします。
- ⑩ 制汗スプレー・汗拭きシートなどは、基本的には持ってこないが、使用する場合は、「**無香料**」表示のものとし、トイレ・洗面所で使うようにしています。
- ⑪ まゆ毛、髪の毛を意図的にもととの形から大幅に変化させることは禁止としています。

<男子>

- ① 標準服は、学校指定のものとし、
- ② ベルトは、黒色のもの。(飾りがついているものは不可)
- ③ ワイシャツは、白地で標準型のもの。
- ④ 髪は、中学生らしい髪型。なるべく短髪が望ましい。
- ⑤ 学生服のボタンは堀兼中指定のものをつける。

<女子>

- ① 標準服は、学校指定のものとする。スカートは膝が隠れる長さ。
- ② ズボンの着用も認めています。
- ③ ブラウスは、白地で標準型のものとする。
- ④ 髪は、肩までの長さとし、それよりも長い場合は結ぶようにします。
- ⑤ ゴムひも・ピン止めの色は、黒・紺・茶のものとする。※使用の際に、装飾目的にならないようにお願いします。

髪について以下の点に注意しています。

- ・ 極端な段差や刈り上げ
- ・ 目にかかる前髪
- ・ 複雑な編み込み
- ・ 華美なだんご

個別の髪型に関しては生徒指導担当が支援・指導する場合があります。

**登校は制服、授業中は体育着、ジャージ(制服可)、下校は制服(部活動ありの場合、その部活の服装で下校。)**

## ○所持品について

- (1) 学習用品と学校生活に必要なもののみとしています。→持ち帰るものプリント類・宿題等、家庭学習に必要なもの。
- (2) 学習に関係のないもの(遊び道具・マンガ・金銭・スマホ・携帯電話等)を持ってこないようにします。  
※持ち込んだ場合、家庭に連絡し、保護者に取りに来ていただきます。
- (3) カバンや校名入りバックなどの持ち物すべてに、**名前の記入をお願いします。**
- (4) 危険物(人を傷つけるようなもの、火気類、薬品など)は絶対に持ち込まないよう、ご家庭でもご指導ください。
- (5) 水筒の中身は、水・お茶・スポーツドリンク類としています。
- (6) はし箱セットは、小学校で使用していたものをそのまま使えます。

## 3. 登下校について

- (1) 登下校は、定められた通学路を通り、できるだけ複数で登下校するよう指導しています。  
また、自転車通学を希望する者は所定の手続きを行い、学校の許可を得ることになっています。ルールが守れない場合は、許可を取り消すことがあります。
- (2) 登校時間はAM7:40以降とし、それより早く登校しないこととなっています。  
※部活動の朝練習や朝学習等がある場合は、7:30~8:05の間(朝会がある時は~8:00)とし、登校時刻は7:15以降。
- (3) 8:20には教室に入り、8:25には教室で着席し、各自読書をはじめこととなっています。
- (4) 自転車通学は本校の規程(別紙)に基づいて学校の許可を得て利用できることとなっています。
- (5) 登下校時、コンビニエンスストアなどの商店への立ち寄りや買い物、買い食い等は、認めていません。

## 4. その他

- (1) 欠席・遅刻・事前にわかっている早退のときは、**必ず保護者から連絡**していただくこととしています。  
基本的には、生徒手帳や手紙を利用して担任に伝える。それができない場合、電話による連絡も可です。それも叶わぬ場合、欠席等連絡メールによる連絡手段があります。
- (2) 故意または不注意で、学校の施設・備品等を破損した場合は、実費を負担していただく場合がありますのでご了承ください。
- (3) 毎年、携帯電話・スマホ等によるネットトラブルが起きています。使用方法や使用内容について、保護者の責任で管理をお願いします。

堀中生としてふさわしい言動をとらない場合は、改めるよう指導を行いますので、ご家庭でもご理解の上、ご協力をお願いいたします。